

令和6年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)(案)

■歳入予算

款	補正前 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	3,206,179	0	3,206,179	
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	1	0	1	
4 県支出金	12,005,183	0	12,005,183	
5 財産収入	27	2	29	○保険給付費等支払基金利子
6 繰入金	1,053,938	8,835	1,062,773	○職員給与等繰入金 Δ 1,534千円 ○出産育児一時金等繰入金 6,333千円 ○保険給付費等支払基金繰入金 4,036千円
7 繰越金	92,203	0	92,203	
8 諸収入	23,010	0	23,010	
合 計	16,380,542	8,837	16,389,379	

■歳出予算

款	補正前 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	283,651	Δ 1,538	282,113	○一般管理業務経費
2 保険給付費	11,860,269	9,504	11,869,773	○出産育児一時金支給事業 9,500千円 ○出産育児一時金支払手数料納付事業 4千円
3 国民健康保険事業費納付金	3,806,017	0	3,806,017	○財源内訳の変更
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
5 保健事業費	214,210	869	215,079	○人間ドック事業
6 基金積立金	69,076	2	69,078	○保険給付費等支払基金積立金事業
7 諸支出金	137,318	0	137,318	
8 予備費	10,000	0	10,000	
合 計	16,380,542	8,837	16,389,379	

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）の概要説明

【1 補正の概要】

（歳入）

- ・保険給付費等支払基金利子の増額に伴う保険給付費等支払基金利子の補正
- ・総務費の一般管理業務経費の減額等に伴う職員給与費等繰入金の補正
- ・出産育児一時金支給事業の増額に伴う出産育児一時金等繰入金の補正
- ・歳出予算の増額に伴い生じる歳入予算の不足を補填するための保険給付費等支払基金繰入金の補正

（歳出）

- ・消耗品の購入が不要になったことに伴う補正
- ・業務委託料に契約差金が生じたことに伴う補正
- ・上半期の支給実績を鑑み、出産育児一時金及び人間ドック事業の予算に不足が見込まれることに伴う補正
- ・保険給付費等支払基金の利子が増額となる見込みで、増額となる利子を基金に積み立てるための補正

により、歳入歳出予算に883万7千円を追加し、
予算総額を163億8,937万9千円とするものです。

【2 歳入】

(1) 5 款 財産収入

補正額 2 千円の増額

- ・ 保険給付費等支払基金利子

利子の利率が当初の見込みよりも高く変動したことから増額補正するものです。

(2) 6 款 繰入金

補正額 8 8 3 万 5 千円の増額

(内訳)

- ・ 職員給与費等繰入金 1 5 3 万 4 千円の減額

充当先である歳出の総務費の一般管理業務経費が減額となったことなどから減額補正するものです。

- ・ 出産育児一時金等繰入金 6 3 3 万 3 千円の増額

上半期の支給実績から予算の不足が見込まれるため、出産育児一時金が増となったことにより増額補正するものです。

- ・ 保険給付費等支払基金繰入金 4 0 3 万 6 千円の増額

歳出予算の増額に伴い生じる歳入予算の不足を補填するため、保険給付費等支払基金繰入金を増額補正するものです。

【3 歳出】

(1) 1款 総務費

補正額 153万8千円の減額

- ・一般管理業務経費

消耗品のプリンターインクカートリッジ(1個)及びプライバシー保護シール(400枚)の購入が不要となったこと及びレセプト点検業務委託料について契約差金が生じたことにより減額するものです。

(内訳)

消耗品費 5万3千円の減額

業務委託料 148万5千円の減額

(2) 2款 保険給付費

補正額 950万4千円の増額

(内訳)

- ・出産育児一時金支給事業 950万円の増額

- ・出産育児一時金支払手数料納付事業 4千円の増額

上半期の支給実績から予算に不足が見込まれるため増額補正するものです。

(3) 3款 国民健康保険事業費納付金

補正額 0円(財源内訳の変更のみ)

保健事業費の増額に伴い、国民健康保険事業費納付金の財源となる国民健康保険税を保健事業費に充当し、財源充当の変更により生じた国民健康保険事業費納付金の不足分に保険給付費等支払基金繰入金を財源充当するもので、財源内訳の変更です。

(4) 5款 保健事業費

補正額 86万9千円の増額

・人間ドック事業

委託医療機関における人間ドック受診者が増加しており、上半期の支給実績から予算に不足が見込まれるため増額補正するものです。

(5) 6款 基金積立金

補正額 2千円の増額

・保険給付費等支払基金積立金事業

基金利子が当初の見込みよりも増額となる見込みで、増額となる利子を基金に積み立てるため、増額補正するものです。

なお、補正後の令和6年度末の基金残高は6,504万3,648円となる見込みです。

国民健康保険被保険者証等の今後の取扱いについて

令和6年12月2日以降、久喜市国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

保険者は、「マイナ保険証」の保有状況により、資格確認書等の交付を開始しますので、次のとおり報告いたします。

（※マイナ保険証：健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）

1 交付の主な流れ

（1）令和6年12月1日まで：現行の被保険者証を交付

現行の被保険者証は交付年月日、令和6年12月1日（日）まで発行でき、有効期限である令和7年7月31日まで使用できる。

（2）令和6年12月2日以降：「資格確認書」又は「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」の交付を開始

新たに加入する方、被保険者証を紛失した方等に、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を交付する。

（ア）資格確認書：マイナ保険証を保有していない方

現行の保険証に代わる資格確認書が当面の間、申請によらず交付され、資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができる。

（イ）資格情報通知書（資格情報のお知らせ）：マイナ保険証を保有している方

自身の被保険者資格等を簡易に把握できるように資格情報通知書（資格情報のお知らせ）が交付される。また、資格情報のお知らせだけでは医療機関等の受診ができない（ただし、マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合はマイナ保険証とともに提示することで受診可能）。

（3）令和7年7月：資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）の一斉交付

現行の被保険者証の有効期限（令和7年7月31日）までに、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を交付する。

2 資格確認書と資格情報通知書(資格情報のお知らせ)

(1) 対象者、記載内容等

	資格確認書	資格情報通知書(資格情報のお知らせ)
対象	マイナ保険証を保有していない方 ・当面の間、申請によらず発行する。 ・要配慮者の場合、マイナ保険証を保有していても申請により発行可能。	マイナ保険証を保有している方
目的	マイナ保険証を保有していない方が医療機関において被保険者資格を確認できるようにする。	マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡単に把握できるように、資格取得時や負担割合の変更時に発行する。
記載事項	被保険者記号・番号・枝番 氏名、性別、生年月日 適用開始年月日①、交付年月日② 世帯主氏名、住所 保険者番号、交付者名(保険者名) 有効期限③ 70歳以上:負担割合④、発効期日⑤	被保険者記号・番号・枝番 氏名 適用開始年月日①、交付年月日② 保険者番号、交付者名(保険者名) 70歳以上:有効期限③ 70歳以上:負担割合④、発効期日⑤ <u>マイナポータルにアクセスするためのQRコード</u> ※通知書のみでは医療機関等を受診できない。
期限更新	1年、8月更新	70歳未満:有効期限なし 70歳以上:1年、8月更新
様式	カード型 縦54mm×横86mm(紙、色有)	A4(普通用紙)

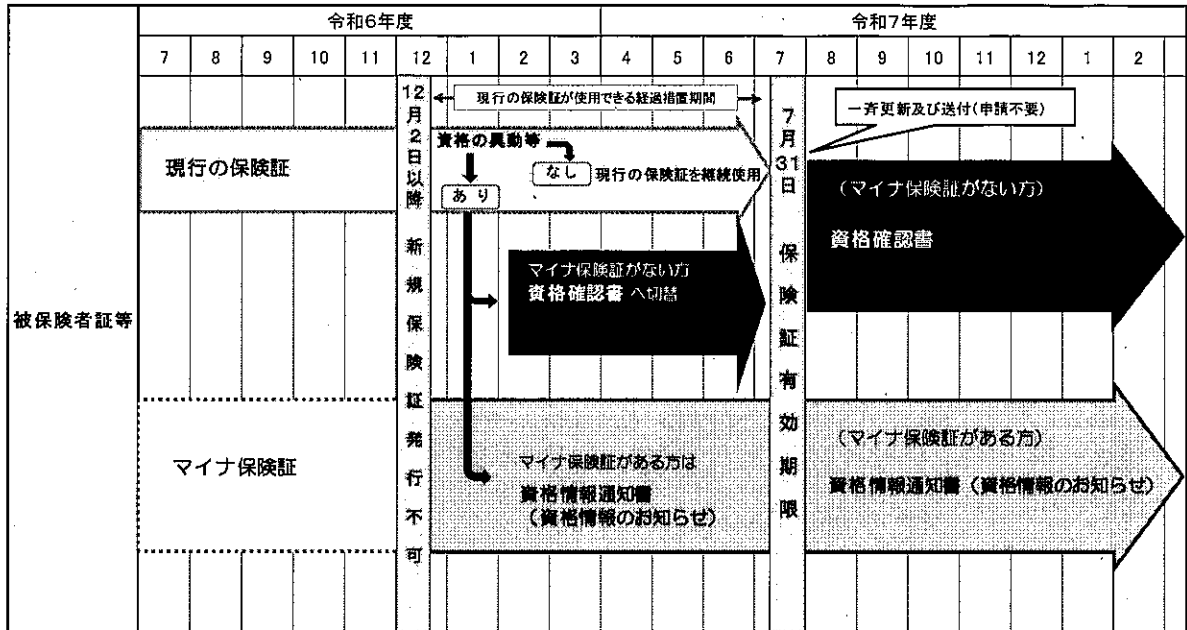
※記載事項の下線部は資格確認書と資格情報通知書との相違点

- ① 適用開始年月日・・・資格取得年月日
- ② 交付年月日・・・・・・資格確認書及び資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の発行日
- ③ 有効期限・・・・・・資格確認書及び資格情報通知書(資格情報のお知らせ)の有効年月日
- ④ 負担割合・・・・・・医療費の一部負担割合
- ⑤ 発効期日・・・・・・一部負担割合が認定された日

(2) 国が示す様式例

区分	様式例																								
<p>資格確認書 (カード型)</p>	<p>(表 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>〇〇都道府県 ③有効期限 年 月 日 国民健康保険 ⑤発効期日 年 月 日 資格確認書</p> <p style="text-align: center;">記号 番号 (枝番) 氏名 性別 生年月日 年 月 日 ④負担割合 割</p> <p>①適用開始年月日 年 月 日 ②交付年月日 年 月 日</p> <p>世帯主氏名 住所 保険者番号 交付者名 印</p> </div> <p>(裏 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備 考 </p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後</u>に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>【特記欄】 署名年月日： 年 月 日 本人署名 (直筆)： _____ 家族署名 (直筆)： _____</p> </div>																								
<p>資格情報通知書 (資格情報のお知らせ) A 4 型</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">資格情報のお知らせ (交付者名) (保険者番号)</p> <p>あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">記号</td> <td style="width: 30%;">000</td> <td style="width: 20%;">番号</td> <td style="width: 30%;">00000000 (枝番) 00</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3">佐藤 太郎</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="3">サトウ タロウ</td> </tr> <tr> <td>④負担割合 (70歳以上のみ記載)</td> <td colspan="3">〇割</td> </tr> <tr> <td>①適用開始年月日</td> <td colspan="3">平成〇年〇月〇日</td> </tr> <tr> <td>②交付年月日</td> <td colspan="3">令和〇年〇月〇日</td> </tr> </table> <p>※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様) ③ スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、 ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。 ⑤</p> <p style="text-align: center;">- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">下部を切り取ってご利用いただけます (このお知らせのみでは受診できません)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: right; font-size: x-small;"> <p>資格情報のお知らせ 令和〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)</p> <p>記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)</p> <p>受診の際にはマイナ保険証が有効である必要があります</p> </div> </div>	記号	000	番号	00000000 (枝番) 00	氏名	佐藤 太郎			フリガナ	サトウ タロウ			④負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割			①適用開始年月日	平成〇年〇月〇日			②交付年月日	令和〇年〇月〇日		
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00																						
氏名	佐藤 太郎																								
フリガナ	サトウ タロウ																								
④負担割合 (70歳以上のみ記載)	〇割																								
①適用開始年月日	平成〇年〇月〇日																								
②交付年月日	令和〇年〇月〇日																								

3 発行スケジュール



※12月2日以降の資格の異動等（新規交付、再交付、70歳年齢到達等）については、マイナ保険証の保有状況に応じて、資格確認書又は資格情報通知書（資格情報のお知らせ）を交付する。

4 保険証の新規発行ができなくなることに対する広報等

保険証の新規発行ができなくなることにあたっては、マイナ保険証の利用促進を図りつつ、被保険者の方に安心して、円滑にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行していただくための広報等を行った。

広報方法	概要
広報くき（広報紙）	令和6年11月1日号「注目情報」にて、新規発行ができなく事他、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されることを記載。
市ホームページ	令和6年度当初には、マイナンバーカードを被保険者証として利用するためのページを更新し、保険証の新規発行ができなくなる情報については別ページに作成し、情報を提供。
保険証の一斉更新時における同封チラシ（令和6年7月）	本市の国民健康保険加入世帯へ一斉に送付する保険証の同封チラシにて、「現行の保険証の新規発行停止」「マイナ保険証を利用すれば高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されること」「マイナンバーカードを健康保健証として利用するための登録方法」を記載。

5 各種医療証等の取扱い

○現行の被保険者証に併せて用いている書類の今後の取扱い

	現行	施行後	
		マイナ保険証の場合	資格確認書の場合
健康保険 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢受給者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証 	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢受給者証 +資格確認書（必須記載事項のみ） ・限度額適用・標準負担額減額認定証 +資格確認書（必須記載事項のみ） ・限度額適用認定証 +資格確認書（必須記載事項のみ） ・特定疾病療養受療証 +資格確認書（必須記載事項のみ） <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書（任意記載事項あり）
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額適用認定証 	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書（任意記載事項あり）
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病療養受療証 		<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書（必須記載事項のみ） +特定疾病療養受療証 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書（任意記載事項あり）

(1) 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証とは、高額な医療費負担が見込まれる時に、医療機関の窓口に提示することで、支払い金額を一定の限度額まで抑えられることができるもので、事前に市へ申請が必要です。

ただし、食事代、差額ベッド代などの保険適用外の診療は対象外となります。

(2) 特定疾病療養受療証

特定疾病療養受領証とは、人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、血液製剤によるHIV感染症で長期にわたり高額な治療を必要とする方が医療機関の窓口に提示することで、特定疾病の自己負担額が一定の限度額となるもので、事前に市へ申請が必要です。

(3) 短期被保険者証・資格証明書

改正法により、短期被保険者証及び資格証明書は廃止される。

今後、納付勧奨や相談の機会の確保などの取組を行ってもなお保険税を納付しない場合は、特別な事情がある場合を除き、償還払いである特別療養費の支給に係る事前通知書を発行する。資格確認書には特別療養費の対象者である旨を記載する。

令和6年度久喜市国民健康保険の主な保健事業について

【予算総額】 2億1,298万6千円

【財源内訳】 県支出金:6,659万2千円、国保税:1億4,639万4千円

【令和6年4月1日現在国保被保険者数】 29,376人

【一人当たり保健事業費(予算ベース)】 7,250円(うち国保税財源分4,983円)

(参考) 久喜市の年度別一人当たり保健事業費と県内の状況(決算ベース)

年度	令和4年度	令和5年度
一人当たり保健事業費(※)	5,682円	5,815円
県内市町村平均	5,251円	5,692円
県内順位(高い方から)	19位/63市町村	26位/63市町村

※各年度の保健事業費支出済額を年度平均被保険者数で除して算出

【データヘルス計画について】

データヘルス計画は、国民健康保険法に基づき厚生労働省が定める「保健事業の実施等に関する指針」により、保険者が、健康・医療情報を活用して、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画として策定しています。

久喜市では、平成29年3月に第1期計画、令和6年3月に第2期計画を策定し、被保険者の健康寿命の延伸や医療費適正化を目指し、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの発見・改善を目的とした特定健康診査や特定保健指導の利用率向上対策、医療費が高額となる人工透析の原因となる糖尿病性腎症の重症化予防対策等の課題に対する目標や具体的な取組内容などを定めています。

【保健事業費の財源について】

国民健康保険の保健事業費に係る財源は、県から交付される特定健康診査等負担金、県繰入金、保険者努力支援交付金(事業費分・事業費連動分)などの県支出金および国民健康保険税(以下「国保税」という。)から構成されています。

県の交付基準に該当しない事業費や市町村が負担すべきとされる事業費部分は国保税が原資となることから、利用率や事業効果が低いと判断される事業については、見直しを行う必要があります。

また、県内における保険税水準の統一に向けて、保健事業費についても、負担と給付の公平を図る観点から、全市町村で同一水準を目指すことが、第3期埼玉県国民健康保険運営方針(P29)で示されていることから、地域の健康課題を踏まえた効果的な保健事業の選択が必要となっています。

1. 特定健康診査事業

【当初予算額】 1億3,813万3千円

【財源内訳】 県支出金: 3,900万2千円、国保税: 9,913万1千円

【一人当たり委託料】 眼底検査無: 10,904円、眼底検査有: 12,136円

【自己負担額】 無料

【県内の自己負担の状況】 あり 13団体(21%) : なし 50団体(79%)

【実施場所】 久喜市・蓮田市・白岡市・宮代町の87の指定医療機関

【事業内容】

医療保険者(国保)が実施主体となって、40歳～74歳の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診です。この健診は、生活習慣病の発症や重症化の「予防」を目的としており、生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドロームの該当者やその予備群を発見するための健診となっています。

【受診率向上の取組】

- ・かかりつけ医からの受診勧奨
- ・未受診者勧奨通知(はがき)送付
- ・未受診者再勧奨通知(過去の健診結果から分析した個別アドバイス含む)送付
- ・広報、HP、SNS(X、Facebook、LINE、メール配信)による受診勧奨
- ・包括連携協定締結企業と連携した受診勧奨(チラシ配布、ポスター、広告掲示)
- ・次年度40歳の新規健診対象者に対して健診案内通知送付
- ・診療情報提供事業(かかりつけ医療機関と連携し、生活習慣病等定期受診者の健診結果提供を依頼)
- ・受診特典(抽選で1,000名に久喜市商工会共通商品券1,000円分を贈呈)
- ・勤務先やかかりつけ医で健診、検査を受診された方への健診(検査)結果提供の呼びかけ(提供いただいた方には、久喜市オリジナルエコバックを贈呈)
- ・事業主健診結果提供の依頼(久喜市商工会と連携し、市内事業所の事業主に対して事業主健診結果提供を依頼)

【参考】 久喜市特定健康診査受診率 法定報告値

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標値※	49%	52%	55%	58%	60%
実績値	43.2%	37.3%	40.0%	40.5%	41.4%
対象者数	25,508人	25,578人	24,681人	23,211人	21,796人
受診者数	11,008人	9,533人	9,884人	9,412人	9,030人

※R5年度の目標値が、国の目標値と同じ60%になるよう埼玉県内で統一

2. 特定保健指導事業

【当初予算額】 1,068万3千円

【財源内訳】 県支出金:184万3千円、国保税:884万円

【一人当たり委託料】 動機付支援:22,000円、積極的支援:29,700円

【実施場所】 各保健センター、市役所会議室、自宅(ICT)

【事業内容】

特定健診の結果により生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師、管理栄養士等の医療専門職が対象者ごとの身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行います(自己負担額:無料)。

【実施率向上の取組】

- ・未利用者に対する勧奨通知、電話勧奨の実施。
- ・ICTを導入し、PC、タブレット、スマートフォンを介しての面談や支援を実施。また、ICTの活用により市役所開庁時間外での保健指導にも対応。
- ・日曜開庁時間内において、対面での面談を実施。
- ・対象者が、在宅で自身の身体状況に合わせた運動等を実施できるように、対象者が選択したグッズ(一例:スマートウォッチ、ストレッチマット、バランスクッション、体組成計等)を送付。選ばれたグッズに則した在宅での運動等の行動計画を立案し、サポートを行う。
- ・モチベーション維持と脱落防止のため、利用者に会場型の継続支援(運動指導、栄養指導)を適宜実施。
- ・継続支援方法に、電話、メール、手紙のほか、チャット(LINE)を追加。
- ・WEB サイト上で体重や食事等の記録管理やセルフモニタリングをサポートできるツールを用意し、目標達成に向けてのモチベーション維持に努める。
- ・市内フィットネスクラブと連携した保健指導と健康チェックイベントの同時開催。
- ・参加特典として、運動習慣の定着化をサポートするため、保健指導終了後に、全国の提携フィットネスクラブにお得な料金で通うことができる優待カードを贈呈。

【参考】 久喜市特定保健指導実施率 法定報告値

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標値※	32%	39%	46%	53%	60%
実績値	11.7%	12.5%	10.4%	11.3%	12.2%
対象者数	1,245人	992人	1,085人	1,001人	943人
終了者数	146人	124人	113人	113人	115人

※R5年度の目標値が、国の目標値と同じ60%になるよう埼玉県内で統一

3. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

【当初予算額】 575万9千円

【財源内訳】 県支出金:575万9千円、国保税:0円

【実施場所】 各保健センター、市役所会議室、自宅(ICT 含む)

【事業内容】

糖尿病患者の増加、特に糖尿病性腎症の悪化による人工透析患者の増加への対策が全国的な課題となっています。

そこで、埼玉県では、平成26年5月に埼玉県医師会、埼玉糖尿病対策推進会議、埼玉県の3者で連携して糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定のうえ、県内市町村と連携して、国民健康保険被保険者を対象とした糖尿病性腎症重症化予防事業を開始しています。

本事業は、①医療機関に通院していない方には、重症化リスクを伝え、医療機関への受診勧奨を、②通院している方には医療専門職による保健指導(※)を実施しています(自己負担額:無料)。

※保健指導については、糖尿病で通院治療中の方のうち、一定の基準のもとに腎症2~4期相当と考えられる方を抽出し、かかりつけ医が保健指導を実施することが適切と判断した対象者に対して、実施しています。

【受診勧奨内容】

6月:勧奨通知、電話勧奨

11月~12月:(※)更なる勧奨通知、更なる電話勧奨

※6月の勧奨後、10月までに糖尿病の受診履歴が確認できない方を対象

【保健指導内容】

病期2期:面談/電話/電話/電話 合計4回

病期3~4期:面談/電話/電話/面談 合計4回

【参考】久喜市糖尿病性腎症重症化予防対策事業 実績人数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受診勧奨	111人	78人	85人	53人	73人
保健指導	53人	33人	24人	35人	29人
人工透析患者数 ※	138人	133人	129人	120人	124人

※各年10月の人数

4. 人間ドック・脳ドック助成事業

【当初予算額】 3,799万6千円

【財源内訳】 県支出金:1,584万4千円、国保税:2,215万2千円

【助成額】 委託:28,940円、指定・その他:28,000円を上限

【県内助成状況】 人間ドック:助成あり 59団体(94%):助成なし 4団体(6%)
脳ドック:助成あり 36団体(57%):助成なし 27団体(43%)

【対象者】 国民健康保険税を滞納していない世帯の被保険者(年齢制限なし)

【実施場所】 ※Ⓐは人間ドック、Ⓑは脳ドックを利用できる医療機関

- ①委託医療機関:あらい胃腸科皮膚科クリニックⒶ、久喜メディカルクリニックⒶ、
斎藤医院Ⓐ、相沢内科医院Ⓐ、岸田医院Ⓐ
- ②指定医療機関:新井病院ⒶⒷ、新久喜総合病院ⒶⒷ、東鷲宮病院ⒶⒷ、
北本共済医院Ⓐ、済生会加須病院ⒶⒷ、藤間病院Ⓐ
- ③その他:人間ドック・脳ドックを実施している全ての医療機関

【事業内容】

被保険者が、人間ドックまたは脳ドックを受診する場合、どちらか一方について、年度中1回に限り、次のいずれかにより検診費用の一部を助成します。

- ①委託:人間ドック受診前に市へ受診申請を行い、委託医療機関において、受診票等を提出し、市が指定した検査項目を自己負担額1万円で受診いただけます。受診後、検査費用の一部(28,940円)を、市から委託医療機関にお支払いします(現物給付)。
- ②指定:人間(脳)ドック受診前に市へ受診申請を行い、指定医療機関において、利用券を提出し、検査費用から助成額(上限28,000円)を差し引いた金額で受診いただけます。受診後、検査費用の一部(上限28,000円)を市から指定医療機関にお支払いします(現物給付)。
- ③その他:人間(脳)ドックを実施している全ての医療機関において、受診後、市へ助成金の申請を行い、検査費用の一部(上限28,000円)を市から受診者にお支払いします(現金給付)。

【参考】 人間ドック・脳ドック助成事業 実績人数・金額

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
委託(人)	296	157	243	99	64
指定(人)	272	170	198	506	731
その他(人)	716	459	557	598	473
合計(人)	1,284	786	998	1,203	1,268
助成金額(円)	35,654,395	21,952,158	27,880,280	33,465,510	35,366,778

5. がん検診助成事業

【当初予算額】 1,547万円

【財源内訳】 県支出金:414万4千円、国保税:1,132万6千円

【県内助成状況】 国保助成あり 12団体(19%) : 国保助成なし 51団体(81%)

【事業内容】

被保険者が、久喜市(実施機関)のがん検診を受診する際、保険証等の国保資格確認書類を提示いただくことで、被保険者の自己負担金の支払いを免除し、免除した自己負担分を国民健康保険が実施機関に支払うものです(現物給付)。

【参考】 令和5年度国民健康保険がん検診助成事業 実績人数・金額

検査項目	形態(※)	助成単価	受診者数	助成金額
大腸がん検診	個別	900円	4,958人	4,462,200円
大腸がん検診	集団	400円	1,954人	781,600円
胃がん検診	集団	900円	2,172人	1,954,800円
肺がん検診(喀たん)	集団	700円	93人	65,100円
肺がん検診(胸部X線)	集団	400円	3,163人	1,265,200円
子宮頸がん検診	個別	1,400円	344人	481,600円
子宮頸がん検診	集団	900円	621人	558,900円
乳がん検診	個別	1,800円	351人	631,800円
乳がん検診(マンモグラフィ1方向)	集団	1,200円	849人	1,018,800円
乳がん検診(マンモグラフィ2方向)	集団	1,300円	69人	89,700円
前立腺がん検診	個別	700円	2,357人	1,649,900円
前立腺がん検診	集団	400円	938人	375,200円
合 計			17,869人	13,334,800円

※個別は委託医療機関で実施。集団は各保健センター、ふれあいセンターで実施。

6. 保養施設利用者助成事業

【当初予算額】 152万4千円

【財源内訳】 県支出金0円、国保税:152万4千円

【助成額】 大人3,000円、小人(小学生以下)1,500円

【県内実施状況】 実施 35団体(56%) : 未実施 28団体(44%)

【契約保養施設数】 213施設(30道県)

【事業内容】

被保険者が、埼玉県国民健康保険団体連合会と契約している各地のホテルや旅館等の保養施設に宿泊する場合、年度中1泊に限り、宿泊費の一部を助成します。

【参考】 保養施設助成事業 実績人数・金額・契約保養施設数

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大人(人)	1,173	301	237	296	328
小人(人)	17	6	7	5	7
合計(人)	1,190	307	244	301	335
助成金額(円)	3,544,500	912,000	721,500	895,500	994,500
契約保養施設数	423	401	355	290	238

【参考】 令和6年度の近隣市町での保養施設助成実施状況

市町村名	実施状況
上尾市、蓮田市、白岡市、羽生市、北本市、宮代町、伊奈町	実施していない。
久喜市、鴻巣市	年度内1泊を限度に助成。 大人：3,000円 小人：1,500円
加須市	年度内1泊を限度に助成。ただし40歳以上の被保険者は特定健診又は人間ドックを受診しなければならない。 大人：3,000円 小人：1,500円
桶川市	年度内1泊を限度に助成。 大人：3,000円 小人：3,000円
春日部市、幸手市、杉戸町	年度内2泊を限度に助成。 大人：2,000円 小人：1,000円

【参考】保養施設利用助成者 年代別人数・構成比

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
10歳未満	6	2.5	2	0.7	4	1.2
10歳台	3	1.2	8	2.7	5	1.5
20歳台	1	0.4	1	0.3	2	0.6
30歳台	1	0.4	3	1.0	5	1.5
40歳台	11	4.5	8	2.7	11	3.3
50歳台	9	3.7	14	4.7	11	3.3
60歳台	68	27.9	83	27.6	76	22.7
70歳台	145	59.4	182	60.5	221	66.0
合計	244	100.0	301	100.0	335	100.0

※年齢は宿泊日時点のもの